相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区善道町二丁目六一番地、最後の住所新潟市秋葉区さつき野三丁目九番七号　被相続人　亡　滝口　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一西堀セントラルハイツ二〇三号弁護士藤巻元雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犬井　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町二宮レ部九三番地、最後の住所石川県鹿島郡中能登町二宮ト部一五一番地　被相続人　亡　能戸　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

石川県七尾市大手町五番地三坂口ビル二階

相続財産管理人　弁護士　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋市川原町エ一七四番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂本　周

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

石川県羽咋市新保町ク二〇番地

相続財産管理人　西　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区蒲原五三七四番地一三、最後の住所静岡県静岡市清水区蒲原五三七四番地の一三　被相続人　亡　井上　秀慶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区吉祥院西浦町三番地、最後の住所京都府亀岡市大井町小金岐二丁目五番三号　被相続人　亡　馬場　始

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

事務所京都府亀岡市横町四一番地二F—二〇四号

相続財産管理人　司法書士　竹前　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市香里ケ丘三丁目九番地一、最後の住所大阪府枚方市香里ケ丘二丁目四番地の一　二—一〇〇一　被相続人　亡　小林　善明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

大阪市北区天神橋二—五—二五若杉グランドビル本館六階

相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区佃一丁目二〇五番地、最後の住所大阪府岸和田市土生町五三番地　被相続人　亡　八木しげ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　小橋　るり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市東町三丁目二〇一番地、最後の住所鳥取県鳥取市東町三丁目二〇一番地　橋本方　被相続人　亡　上山　吉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

鳥取県鳥取市幸町二二番地マルニ幸町ビル二〇〇号　弁護士法人西川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡城　直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字田島三八九九番地三、最後の住所山口県防府市大字田島三三七四番地の五　被相続人　亡　宇多村義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月七日

山口県山口市後河原二五番地

相続財産管理人　司法書士法人やまぐち中央事務所

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年四月七日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市中区本牧元町二番地一六

一、墳墓等の名称　多聞院大師堂墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　鈴木家

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市中区本牧元町二番地一六　宗教法人多聞院　代表役員住職　角田　定弘

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月七日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目五五番地　全国クラフト紙袋厚生年金基金

代表清算人　光野　卓

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月七日

埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目五八六番地　関東北信越薬業厚生年金基金

清算人　小川　健吾

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月七日

広島県広島市中区小町三番三二号三〇一

中国管工事業厚生年金基金

代表清算人　大方　了介

第１期決算公告

平成27年4月7日

千葉県野田市みずき3—2—82

株式会社武工

代表取締役　宮元　武頼

貸借対照表の要旨（平成26年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,316
	固定資産	814
	繰延資産	233
	資産合計	9,364
負債及び純資産の部	流動負債	1,506
	固定負債	2,850
	負債合計	5,008
	資本金	5,000
	利益剰余金	8
	その他利益剰余金	8
	（うち当期純利益）	(8)
	負債・純資産合計	9,364